

■広域振興計画

(1) 計画策定の背景

南部圏域は、関係市町村や県・国との連携と協調のもとに、これまで「南部新広域市町村圏計画」（昭和 57 年度～平成 3 年度）、「第 2 次南部広域行政圏計画」（平成 4 年度～平成 13 年度）、「第 3 次南部広域行政圏計画」（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づき、圏域の一体的な振興整備に資する効果的な施策の展開を図り、人口 67 万人余を有する県内最大の圏域として発展してまいりました。

近年、わが国の社会経済情勢は急激に変化し、急速な少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、地域住民の価値観や生活様式の多様化に即応する構造改革、地方分権、自立的自治の確立など、国や地方を取りまく環境は大きな転換期を迎え、特に、沖縄県では、沖縄振興計画に代わる将来のあるべき沖縄の姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定するなど、新たな沖縄の創造に向けた取り組みもはじまっております。

一方、全国各地の市町村合併に伴う市町村数の著しい減少と広域行政機構を有しない圏域の増加に伴い、都道府県知事が圏域を設定し、圏域の振興整備を進め、行政機能の分担などを推進してきた国の広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止され、今後においては、「従来の広域行政圏に係る策定済みの基本構想・基本計画や設置済みの広域行政機構、実施中の事務の共同処理等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されるのが適当である。」とされています。

このような中、第 3 次南部広域行政圏計画の検証結果における組合の事務事業の実施状況は、「ふるさと市町村圏基金」を活用して実施する事業や「いなんせ斎苑」の管理運営、「南斎場」建設計画の策定等の事業に限定され、「南部広域市町村圏事務組合の役割と事業」（組合が事業主体となって実施する事業）として位置づけられた事業の実施率は 22.7%に止まっております。そのことは、第 3 次南部広域行政圏計画におけるほとんどの事業が関係市町村において実施又は処理することが望ましいものとなっております。その事業効果や財源など、一部事務組合の制度的限界や当該計画の性格上、組合が圏域全体を統合する計画主体や事業実施主体になり得なかったことが挙げられます。

また、平成 24 年 5 月に策定された沖縄 21 世紀ビジョン基本計画において、南部圏域の位置づけや基本方向（主な特性・現状と課題・展開の基本方向）が関係市町村及び圏域の意見・要望等を反映して示されているなかで、南部圏域独自の計画（次期計画）を策定することは、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画と南部圏域との関わり合いなどから、その必要性（計画策定の重複）が問われるなど、国の施策に基づいた従来の広域行政圏計画（基本構想・基本計画）の策定は、大きな見直しの時期を迎えておりました。

それらを踏まえ、平成 25 年度以降の計画策定にあたっては、国の広域行政圏施策の廃止や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の策定を機に、従来の計画策定の手法を見直し、

南部広域市町村圏事務組合が事業主体となって取り組むべき事務事業を計画的に執行・処理するための指針となる単年度毎の「南部広域市町村圏事務組合広域振興計画」（以下「広域振興計画」という。）を策定することになりました。

(2) 計画の基本方針

広域振興計画は、南部広域市町村圏事務組合における広域行政の円滑な推進に資するため、関係市町村や関係団体との相互連携により、組合同約第3条に規定する共同処理する事務について、南部広域市町村圏事務組合が事業主体となる事務事業を計画的に執行・処理するための指針となるものとします。

また、南部圏域の総合的な振興整備の方向性については、沖縄21世紀ビジョン基本計画をもって南部圏域の基本方向と位置づけるものとし、広域振興計画の推進にあたっては、関係市町村の総合計画や沖縄21世紀ビジョン基本計画との整合性を図るものとします。

(3) 計画で定める項目

広域行政計画は、組合同約第3条に規定する共同処理する事務などを中心に次の項目について記載します。

- ① ふるさと市町村圏基金を活用した事業の実施に関すること。
- ② 広域的な振興事業の調査研究に関すること。
- ③ いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること。
- ④ 南斎場の建設及び管理運営に関すること。
- ⑤ 社会福祉法の規定による所轄庁が行うこととされている事務に関すること。
- ⑥ 今後の課題の取り扱いに関すること。

(4) 計画の期間

広域振興計画は、毎年度の予算編成方針や各種事務事業の進捗状況等を考慮し、必要に応じて柔軟に見直しが行えるよう、単年度毎に策定します。

(5) 関係市町村との協議

広域振興計画で定める項目のほか、組合の組織運営等に関する重要な事項については、今後の国や地方を取りまく環境の変化等を踏まえ、関係市町村との協議により決定するものとします。